

国土建労第138号  
平成27年3月25日

別記（各省各庁等） 宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となってきたほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって社会保険等未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、平成27年1月19日には、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添1「法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」のとおり、法定福利費の確保に向けた関係者の取組を更に強化することを申し合わせたところです。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして平成24年7月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されておりましたが、今般、平成29年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、上記申し合わせの趣旨等も踏まえつつ、本ガイドラインについて別添2のとおり改訂を行うことといたしました。

貴職におかれましては、建設産業における社会保険等未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、法定福利費の確保など社会保険等への加入徹底に向けた取組について、特段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

なお、貴省庁所管の独立行政法人、特殊法人等の発注関係機関への周知方よろしくお願いいたします。

別記（公共法人等、政令指定都市） 宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となってきたほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって社会保険等未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、平成27年1月19日には、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添1「法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」のとおり、法定福利費の確保に向けた関係者の取組を更に強化することを申し合わせたところです。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして平成24年7月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されておりましたが、今般、平成29年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、上記申し合わせの趣旨等も踏まえつつ、本ガイドラインについて別添2のとおり改訂を行うことといたしました。

貴職におかれましては、建設産業における社会保険等未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、法定福利費の確保など社会保険等への加入徹底に向けた取組について、特段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

なお、本ガイドラインの改訂内容については、本年4月1日から適用することとしております。

別記（都道府県）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となってきたほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって社会保険等未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、平成27年1月19日には、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添1「法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」のとおり、法定福利費の確保に向けた関係者の取組を更に強化することを申し合わせたところです。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等へ加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして平成24年7月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されておりましたが、今般、平成29年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層取組するため、上記申し合わせの趣旨等も踏まえつつ、本ガイドラインについて別添2のとおり改訂を行うことといたしました。本ガイドラインの改訂内容については、本年4月1日から適用することとしております。

貴職におかれましては、建設産業における社会保険等未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、法定福利費の確保など社会保険加入の徹底に向けた取組について、特段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

なお、管内市町村への周知方よろしくお願いいたします。

国土建労第141号  
平成27年3月25日

別記（建設業者団体）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となってきたほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって社会保険等未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、平成27年1月19日には、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添1「法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」のとおり、法定福利費の確保に向けた関係者の取組を更に強化することを申し合わせたところです。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして平成24年7月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されておりましたが、今般、平成29年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、上記申し合わせの趣旨等も踏まえつつ、本ガイドラインについて別添2のとおり改訂を行うことといたしました。

つきましては、貴団体傘下の会員企業等に対して、別添申し合わせの内容及び改訂される本ガイドラインの内容について、速やかに周知徹底をお願いするとともに、これらの趣旨を踏まえた社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に進められるよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの改訂内容については、本年4月1日から適用することとしております。

別記（主要民間発注者団体）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となってきたほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって社会保険等未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、平成27年1月19日には、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添1「法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化について」のとおり、法定福利費の確保に向けた関係者の取組を更に強化することを申し合わせたところです。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められていることから、建設業における社会保険等への加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となるべきものとして平成24年7月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が制定されておりましたが、今般、平成29年度の目標達成を見据え、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、上記申し合わせの趣旨等も踏まえつつ、本ガイドラインについて別添2のとおり改訂を行うことといたしました。

つきましては、傘下の会員企業各位に対し、建設産業における社会保険等未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、法定福利費の確保など社会保険加入の徹底に向けた取組についてご理解いただき、法定福利費を適正に負担する建設企業による施工につき特段のご配慮を賜りますよう、周知徹底方よろしくお願いいたします。